

地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議

我が国は、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより、経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかっている状況にある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実、防災・減災対策の推進、こども・子育て政策の強化、地域の資源を生かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の充実確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進、デジタル社会の実現など、地方行財政の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 令和8年度地方財政対策について

- (1) 地方創生とデジタル化、社会保障、防災・減災などの重要課題や人件費の増加、物価高に対応するため、地方財政の歳出の伸びを十分確保した上で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債等の特例措置に依存しないこと。
- (3) こども・子育て政策の強化に向け、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保するとともに、地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

2 令和8年度税制改正について

- (1) きめ細かな行政サービスを今後も安定的に提供していくため、地方税制を拡充強化すること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。

- (2) 個人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税であることから、その充実確保を図ることとし、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

なお、所得税・個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合であっても、地方交付税原資の減少分も含め、代替となる恒久財源を確保すること。

- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (4) 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、税負担の公平性の観点から検討し、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税財源を安定的に確保できるようにすること。

いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の減収に対する代替となる恒久財源を措置するなど、安定的な財源を確保すること。

- (5) ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。

- (6) 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。

3 地方創生の推進等

(1) 地方創生の着実な推進等

「地方創生 2.0 基本構想」に掲げた「目指す姿」の実現に向けて、関連施策を着実に推進するとともに、総合戦略の策定及び「地域未来戦略」の推進に当たっては、地方の意見を十分に反映し、関係予算を安定的に確保すること。

(2) 東京一極集中の是正

どこに住んでいてもその地域の魅力を享受しながら豊かに暮らせる社会をつくり、東京圏から地方への人の流れを生み出すため、地方への移住や企業移転、関係人口の増加等の関連施策に加え、魅力ある働き方・職場づくりを進め、男女を問わず若者が、積極的に地方での生活を選択できるよう実効性のある施策を展開すること。

(3) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

4 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの緩和」を進めること。

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌基準化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

5 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域間のデジタル格差が生じないように、5 G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報等の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 基幹業務システムの標準化等の安全・確実な実現

地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に実現できるよう、各自治体の推進体制や進捗状況等も踏まえつつ、万全の対策を講じること。

特に、システム移行経費等に対して全額国費による補助を行う「デジタル基盤改革支援補助金」については、移行作業に必要な額を確実に措置するとともに、移行後の運用経費については大幅な増加が懸念されることから、国が主体となって実態を把握し、地方の負担増とならないよう配慮すること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

以上決議する。

令和7年11月5日

全国市議会議長会